

道銀ビジネス WEB サービス不正利用被害補償規定

第1条 補償規定の適用範囲

1. 補償対象

当規定は道銀ビジネス WEB サービス契約者（以下、「契約者」といいます）の取引に適用されます。

2. 補償範囲

第三者が、契約者の暗証番号等を盗用し、道銀ビジネス WEB サービス（以下、「本サービス」といいます）を利用して契約者になりすまして預金口座を不正使用した不正な振込等により、契約者が預金口座上損害を被った場合、契約者は当該取引にかかる損害（取引金額、手数料および利息）の額に相当する金額の補填を請求することができます。

3. 補償金額

本サービス1契約につき、1事象あたり3,000万円を上限として、本サービスを利用した不正払戻し等による被害額を補償いたします。但し、下記第2条に該当する場合、補てん対象額を減額もしくは対象外とします。

4. 補償対象期限

前記第2項、第3項の規定は、当行への通知が、盗難等が行われた日から30日を経過する日以降に行われた場合には、適用されないものとします。

5. 補償開始日

補償開始日については平成27年2月2日以降の操作または取引により発生した損害を対象とします。

第2条 免責事項

前条の規定にかかわらず、不正な振込等が行われたことについて、当行が善意無過失であり、次の各号のいずれかに該当する場合、補てん対象額を減額もしくは対象外とします。

1. 被害が発生した時点において、下記第3条に定めるセキュリティ対策の導入がされていなかった場合
2. お客様の故意もしくは過失または法令違反による損害の場合
3. お客様が加担した不正使用による損害の場合
4. 警察に被害届を出さない場合
5. 当行による被害調査または警察による捜査に対して協力しない場合
6. 被害発生日から30日以内に当行に対する被害の届出がない場合
7. 取扱開始前に発生した不正使用による損害の場合
8. 天変地異、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱時に生じた損害の場合
9. お客様の故意または重大な過失によって、本サービスの不正使用防止措置の効力を弱める行為があった場合
10. お客様が反社会的勢力に該当する場合

第3条 セキュリティ対策

本補償制度の適用を受けるに当たり、契約者は次に定めるセキュリティ対策を講じることとします。

1. トランザクション認証を導入していただくこと。
2. ウイルス対策ソフトを導入していただくこと。また、ウイルス対策ソフトの定義ファイルを最新のもの

のにさせていただくこと。

3. メーカーのサポート期限が経過した基本ソフト(OS)やウェブブラウザ等を使用しないこと。
4. 基本ソフト(OS)やウェブブラウザ、各種ソフトウェアを最新の状態に更新していただくこと。
5. 本サービスの各種パスワードを定期的に変更していただくこと。
6. 本サービスの1日あたりの振込限度額を必要以上に過大に設定しないこと。
7. 当行が指定した正規の手順以外での電子証明書の利用(目的外利用)はしないこと。

第4条 関係機関への契約者情報の提供

当行が当補償規定に基づき補償を行う場合、当行から関係機関に当行の保有する契約者の情報を提供することがあります。契約者が当該情報の提供に同意しない場合は、補償を受けられないことがあります。

第5条 損害賠償請求権等の取得

当行が補償を行った場合は、当行は当該補償を行った金額の限度において、不正使用を行った者、その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。また、契約者の当該預金にかかる払戻請求権は消滅するものとします。

第6条 他の補てんがある場合の取扱

1. 当行が契約者の損害について、不正取引の取消し等により全額もしくは一部の金額を回収し、契約者に対して既に払戻しを行っている場合には、この払出しを行った額の限度において、第1条に基づく補てん請求には応じることはできません。また、契約者が当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
2. 契約者が被った場合の全部または一部に対して、保険金を支払うべき他の保険契約がある場合は、本規定で支払うべき補償が減額されることがあります。

第7条 規定の変更等

当行は本規定の内容を、当行の定める方法で契約者に周知することにより、任意に変更できるものとします。契約者は変更日以降変更後の規定に従うものとします。なお、本規定の変更により損害が生じたとしても、当行は責任を負いません。

第8条 関係規定の準用

この規定に定めのない事項については、道銀ビジネスWEBサービス利用規定、関係する当行各種規定により取扱します。

(平成27年2月2日制定)